

調剤をしていて疑問に思ったこと,

医師または患者さんに聞かれて困ったこと,

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか?

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は49頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。 電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

調剤料について質問があります。次のような処方において、処方1と処方4は交互に服用するよう指示されています。処方1と処方4はどちらも朝食後の服用で14日分、同一成分ですが、薬価基準に収載されている銘柄やメーカーは異なります。このような場合、処方1と処方4は14日分として計算するのでしょうか。それとも合わせて28日分として計算するのでしょうか。(福井県薬局)

[如方例] プレドニン錠5mg 処方1 1 錠 1日1回朝食後服用 14日分 セルベックス細粒 0.5g包 処方2 1包 1日1回朝食前服用 28日分 ユベラ錠(ビタミンE)50mg 処方3 2 綜 1日2回朝夕食後服用 14日分 プレドニゾロン錠1mg 処方4 4 錠 1日1回朝食後服用 14日分 ※ただし、処方1は奇数日、処方4は偶数日に服用する。

AD

処方1と処方4については,2つを合わせて 1剤14日分として計算してください。

内服薬の調剤料は、食事を目安とする服用時点ごと(1日3回毎食後、朝夕食後、就寝前など)に1剤としてまとめ、それを所定単位として、調剤した日数分に応じた点数を算定します。その際、同じ1剤であっても、①複数

の異なる医薬品を順次服用する場合(ある医薬品を服用後,その翌日から別の医薬品を服用するケースなど)や、②複数の異なる医薬品を隔日・交互に服用する場合(ある医薬品と別の医薬品を隔日で、かつ交互に服用するケースなど)——などのように、服用するタイミングについて指定されているものがあります。そのような場合、調剤料の計算については、実際に患者が服用する期間として解釈されるかもしれませんが、保険請求上では、1 剤ごとの実調剤日数として考えてください(図1、図2)。

すなわち、今回のご質問のケースで考えた場合、処方1

[如方内容]

①A医薬品 3錠 分3毎食後 7日分

②B医薬品 3錠 分3毎食後 7日分

ただし、①を7日間服用後、引き続き②を7日間服用する。

実際の服用日

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1J 12 13 14 A医薬品 〇〇〇〇〇〇一一一一一一 B医薬品 ——————

※○印は服用該当日を 意味する。

調剤料の考え方→実調剤日数

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 A医薬品 〇〇〇〇〇〇一一一一一

BE薬品 〇 〇 〇 〇 〇 一 一 一 一 一 一

調剤料 1剤7日分

※A 医薬品とB 医薬品がまったく異なる銘柄の医薬品であれば、同一成分あるいは異なる成分であっても考え方は同じ。

図1 順次服用の考え方(服用時点が同じ場合)

実際の服用日	②D医薬	品 2錠 分2 品 2錠 分2 ①と②を隔日3	朝夕食後	7日分	する。	
※○印は服用該当日を 意味する。	C医薬品	1 2 3 4	-0-0	0-0	$-\circ-$	
調剤料の考え方→実調剤日数	※○印は服		1			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 C医薬品 〇 〇 〇 〇 〇 一 — — — — — 調剤料	C医薬品		5 6 7 8	9 10 11	12 13 14	調剤料 1 剤 7 日分

図2 隔日交互服用の考え方(服用時点が同じ場合)

(プレドニン錠)と処方4(プレドニゾロン錠)は,隔日・交互に服用するよう指示されていますが,どちらも服用時点は朝食後服用であり同一です。したがって,調剤料は28日分ではなく,実調剤日数である1剤14日分として計算します。

なお、この場合、プレドニン錠とプレドニゾロン錠は 同一成分であることから、その解釈について戸惑う部分 があるかもしれませんが、薬事法上では異なる医薬品で あり、薬価基準にも全く異なる銘柄として薬価収載され ています。したがって、異なる成分の場合と同様に取り 扱うことになりますので注意してください。

先日、ある患者さんから「領収書を出してほしい」との依頼がありました。 必ず領収書は発行しなければならないのでしょうか。また、発行する場合には、どの程度の内容まで含める必要があるのでしょうか。 (匿名希望)

領収書は、民法の規定により、患者から求めがあった場合には発行しなければならないとされています。

領収書の交付については、平成14年10月からの高齢者 の定率負担制の導入などに伴い、患者から求められる機 会も増えていると思います。これまで、厚生省(現厚生労 働省)からは、診療報酬改定における議論を踏まえ、領収 書の交付に努めるよう通知が示されてきました(表1)。 また、日本薬剤師会においても、都道府県薬剤師会を通 じて、内容のわかる領収書の発行に努めるようお願いし てきたところです(表2)。

その際、どの程度の内容まで含めるかについては、それを必要としている相手によっても差があると思いますが、日本薬剤師会としては、少なくとも調剤医療費(技術料、薬剤料)や患者負担金などの区分が明確になるよう配慮すべきだと考えています。また、患者への情報提供という観点からも、わかりやすい調剤報酬の仕組みとなるよう、その一環として領収書の発行に努めていきたいと考えているところです。

患者から領収書の発行について求められた場合には、 それに応じることはもちろんですが、できるだけ内容の わかるものとなるよう努めてください。

表1 領収書の交付について(厚生省通知)

領収書の交付及び医療費の明細書の交付について(昭和56年5月29日, 保発第44号)

- 1. 領収書の交付について 患者の支払った金額の領収書の発行の徹底を図るため、行政指導 を強化すること。
- 2. 医療費の明細書の交付について 医療費の明細書の発行については、実施可能な医療機関について は実施するよう行政指導を行うこと。

療養の給付に係る領収書の交付について(平成12年3月31日、保発第67号)

- 1. 各保険医療機関等は、患者から要求があれば、患者の支払った 金額の領収書の発行を行うこと。
- 2. 医療費の内容の分かる領収書については、各保険医療機関等に おいて体制を整え、その発行に努めること。
- 3. 1及び2については、関係団体より別添の「通知」が出されたと ころであるので、十分に連携をとり、その指導を進めること。 (通知は省略)

表2 領収書の発行について(日薬通知)

領収書の発行について(平成12年3月27日、日薬業発第257号)

- 1. 領収書については、患者からの要求があれば、民法の規定により発行しなければならないとされているが、保険調剤については、患者の支払った金額の領収書を必ず発行すること。
- 2. 調剤医療費の内容の分かる領収書については、各保険薬局において体制を整え、その発行に努めること。
- 3. 内容の分かる領収書を発行するにあたっては、患者に分かりやすいものとなるよう、調剤医療費(技術料、薬剤料)や患者負担金等の区分について明確になるよう配慮すること。